

第6期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

27年度からの施策の方向性や介護保険料を

お知らせします

第6期(27年度～29年度)

の推進

東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」といふ)は、第5期(24年度～26年度)計画を踏まえ、27年度から3年間の「高齢者に関する諸施策の方向性」を示しています。また、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年には市の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約3割と予測されるため、超高齢社会を念頭に中長期的な視点を示すものとして策定しました。

第6期計画は、介護福祉課(市役所1階、市政情報コーナー)同2階、東部・ひばりが丘・滝山・中央の各図書館および市ホームページでご覧いただけます。

詳しくは同課係係 地域ケア係 ☎470・7818、介護サービス係 ☎470・7750へ。

第1章 概要

施策の大きな柱としては、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で、安心していきいきと暮らせるよう、東部・中部・西部の各日常生活圏域に1カ所設置している「地域包括支援センター」を地域包括ケアの連携拠点とし、介護予防と生活支援サービス事業に重点を置き、「地域の支え合い」づくりを進めていきます。また、在宅で療養する高齢者を支援できるように「在宅医療と介護の連携」「認知症施策の推進」などに取り組んでいきます。

第2章 基本目標

7つの基本目標に対する施策の方向性は次の通りです。(1)介護予防・健康づくり

他生活支援サービス」の種類は、栄養改善を目的とした配食、住民ボランティアが行う見守りなどです。

(5) 認知症高齢者の支援

認知症の方ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、認知症の方やその家族も安心できるように、状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)の作成と普及が求められ、認知症地域支援推進員の設置や認知症ケアの向上を推進します。

(6) 要介護者の家族の支援

「認知症介護者家族会」や「家族介護者教室」を開催するとともに、「認知症サポート養成講座」の充実と「脳の健康教室」の開催を推進します。

(7) 高齢者の権利擁護の推進

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の普及・利用促進を図り、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行時においても連携するなど、高齢者への安心・安全のしくみの充実に努めます。地域包括支援センターと成年後見制度推進機関との関係機関との連携強化を図ります。高齢者虐待を防止するため、市民・事業者・市の連携のさらなる強化に努めます。また、地域での見守りや早期発見、通報などが不可欠であることから、養護者の支援を含めた関係者の対応力の向上を図ります。

第3章 サービス量の推計・介護保険料

(1) 市における高齢化の状況 市における65歳以上の高齢者人口は、24年10月では2万8288人(高齢化率24.4%)でしたが、26年10月には3万388人(同26.1%)と2年間で2100人増加し、29年には3万2026人(同27.8%)になる見込みです。

介護を必要とする要介護高齢者も増加して、27年4月現在、約4900人ですが、29年度には約5500人になる見込みです。

(2) 第1号被保険者の介護

第6期計画期間(27年度～29年度)における介護保険料の所得段階は12段階

(3) 介護保険料の所得段階

第6期計画期間(27年度～29年度)における介護保険料の所得段階は12段階です。なお、第5期計画期間(24年度～26年度)における(旧)第1所得段階(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方が該当)と非課税世帯の方が該当)と(旧)第2所得段階(住民税非課税世帯で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方が該当)は統合され、第6期計画期間では(新)第1所得段階になります。

また、第5期計画期間に引き続いて、市民税が課税されている方の保険料段階を細分化し、所得に応じて保険料段階を設定します(下表参照)。皆さんにお支払いしていた、大きく介護保険料は7月に決定市では介護保険料を抑制す

るため、保有する介護給付費準備基金を約2億円繰り入れ、保険料の増加抑制に取り組ま

ました。

第6期計画期間(27年度～29年度)における介護保険料の所得段階は12段階です。なお、第5期計画期間(24年度～26年度)における(旧)第1所得段階(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方が該当)と非課税世帯の方が該当)と(旧)第2所得段階(住民税非課税世帯で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方が該当)は統合され、第6期計画期間では(新)第1所得段階になります。

また、第5期計画期間に引き続いて、市民税が課税されている方の保険料段階を細分化し、所得に応じて保険料段階を設定します(下表参照)。

皆さんにお支払いしていた、大きく介護保険料は7月に決定市では介護保険料を抑制す

後、お知らせします。

(4) 公費による介護保険料軽減の強化

第6期計画期間(27年度～29年度)では公費(消費税増税分)を投入して、所得の少ない65歳以上の方の介護保険料軽減を行う仕組みが新たに設けられました。

27年度からは(新)第1所得段階に該当する方を対象として、保険料率を0.45から0.40に軽減します。 ※軽減に要する費用は、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1を負担します。

介護保険の利用者負担額が変更

今回の改定により、介護保険の利用者負担額が変更となっています。また、利用しているサービス内容で、利用者負担額が異なります。

詳しくは介護支援専門員(ケアマネジャー)または各サービス提供事業所へ。

環境フュエルで小型家電の回収・生ごみの減量化

展示を行います

「第19回東久留米市環境フュエル」で、家庭で不要になった小型家電の回収(無料)を行います。小型家電は、燃やせないごみで出さずにリサイクルすることで、レアメタル(希少金属)などを再資源化することができ、ごみの減量化につながります。また、生ごみの堆肥化など、ごみの減量化に向けた取り組みを紹介する展示コーナーも設けます。ここでは、生ごみから堆肥を作ることができ、ダンボールコンポストの無料配布手続もを行います。

Table with 2 columns: Item Name, Quantity. Includes items like Digital Camera, Game Console, CD/MD Player, etc.

【回収要】上表の通り「注意」小型家電は、上表に記載の一般家庭ごみで、かつ縦30センチ×横30センチ以内のものに限ります。表の☆印は小型家電回収ボックスで回収していただく品目です。携帯用電話、ノートパソコンなど、個人情報記録できる電子機器は、必ずデータを消去した上でお出しください。詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)中間のまとめ」

ご意見をお寄せください

都と特別区および26市2町では、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため連携しながら、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定め「事業化計画」を過去3回にわたって策定し、事業の推進に努めてきました。現行の「区部における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」および「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」は27年度までの計画として、第四次事業化計画では、より効率的な道路整備を推進していくため、区部と多摩地域を統合した東京全体の事業

【閲覧方法】都と特別区および26市2町のホームページ、都民情報ルーム(都庁第一庁舎3階)、都内各市区町村の窓口でご覧いただけます。【意見の提出方法】6月30日(火)までに、(消印有効)「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)中間のまとめ」(東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)中間のまとめ)を取りまとめました。今後中間まとめに対する皆さんのご意見・ご提案も参考に第四次事業化計画を策定していきます。皆さんからのご意見・ご提案をお待ちしています。詳しくは都ホームページ http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/kihan/tokyo/index.htm をご覧ください。☎03・5388・3379 または市道設計課道路交通計画係 ☎470・7768へ。



日(火)までに(消印有効)「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)中間のまとめ」(東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)中間のまとめ)を取りまとめました。今後中間まとめに対する皆さんのご意見・ご提案も参考に第四次事業化計画を策定していきます。皆さんからのご意見・ご提案をお待ちしています。詳しくは都ホームページ http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/kihan/tokyo/index.htm をご覧ください。☎03・5388・3379 または市道設計課道路交通計画係 ☎470・7768へ。